

▼国民健康保険税納税通知書の見方（概要）

The image displays several pages of a 'National Health Insurance Tax Notice' (国民健康保険税納税通知書) from Tottori Prefecture (鳥取県). The pages are numbered 1 through 7, corresponding to the numbered callouts in the text below.

- Page 1:** 納税義務者住所、氏名 (Taxpayer's residence and name). It includes a section for the taxpayer's address and name, and a section for the insurance premium (保険料) and special deduction (特別徴収) amounts.
- Page 2:** 振替口座 (Bank account for direct debit). It includes a section for the bank account number and the name of the bank.
- Page 3:** 税額の算定内容 (Calculation of tax amounts). It includes a table for calculating the tax amount based on the taxpayer's income and family size.
- Page 4:** 年税額 (Annual tax amount). It includes a section for the annual tax amount, calculated based on the taxpayer's income and family size.
- Page 5:** 年金天引の額 (Pension deduction). It includes a table for calculating the pension deduction amount based on the taxpayer's pension income.
- Page 6:** 普通徴収の額 (General deduction amount). It includes a table for calculating the general deduction amount based on the taxpayer's income and family size.
- Page 7:** 月ごとの資格状況 (Monthly qualification status). It includes a table for recording the taxpayer's qualification status for each month.

① 納税義務者住所、氏名

国民健康保険税（以下、「国保税」という）は世帯主の方が納税義務者となりますので、世帯主あてに通知します。このため、世帯主の方が国民健康保険（以下、「国保」という）の被保険者でない場合であっても、世帯の中に国保の被保険者がいる場合は、世帯主の方が納税義務者となります。

② 振替口座

口座番号の記載がある場合は、普通徴収の額が口座から引落しされます。普通徴収の額は、⑥をご確認ください。

③ 税額の算定内容

今年度の国保税の算定内容を記載しています。国保税は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」、「子ども・子育て支援納付金」から構成され、それぞれ所得や人数に応じて計算します。明細の内容は下記のとおりです。

・「所得割」は、前年の所得金額に応じて計算します。「国保加入者全員の基準総所得金額(※)×税率」で計算します。

※基準総所得金額・・・前年の総所得金額等－基礎控除43万円

（基礎控除は合計所得金額が2,400万円超の場合から3段階で減っていき、2,500万円超の場合は適用外となります。）

・「均等割」は、世帯内の18歳以上の国保加入者人数に応じて計算します。

「1人あたり均等割額×18歳以上の国保加入者数」で計算します。

・「平等割」は、一世帯ごとに決められた金額で計算します。

・「軽減措置」には、均等割及び平等割のうち、軽減される額を記載しています。

・「限度超過額」は、課税限度額を超過した額を記載しています。

・「月割減額」は、年度途中で加入・脱退された場合など、月割りで計算して減額した額を記載しています。

・「納付額」は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」、「子ども・子育て支援納付金」の今年度のそれぞれの納付額です。

④ 年税額

今年度に納付いただく年税額です。

（「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」、「子ども・子育て支援納付金」の合計額です。）

⑤ 年金天引の額

年金天引で納めていただく額を、年金支給月ごとに記載しています。

※前年度が年金天引の場合、4・6・8月分は前年度の2月分と同額を天引します。

⑥ 普通徴収の額（「納付書」又は「口座振替」で納めていただく額）

「納付書」又は「口座振替」で納めていただく額を、納期ごとに記載しています。

※②に口座番号の記載がある場合は、納期限の日にその口座から引落としとなります。

⑦ 月ごとの資格状況

世帯主及び国保加入者の月ごとの資格状況を記載しています。主な数字または文字の意味は以下のとおりです。

- ・「1」：医療給付費分、後期高齢者支援金分が課税される方
- ・「2」：医療給付費分、後期高齢者支援金分に加え、介護納付金分も課税される方（40歳から64歳の方）
- ・「※」：国保に加入されていない世帯主の方

▼よくあるご質問

Q1 納付方法はどこをみればわかりますか？

「国民健康保険税納税通知書の見方（概要）」の②、⑤、⑥をご確認ください。

- ・⑤に金額の記載がある方は、年金天引となります。
- ・⑥に金額の記載があり、②に口座番号の記載がある方は口座振替となります。
- ・⑥に金額の記載があり、②に口座番号の記載がない方は納付書払いとなります。

※「年金天引」と「口座振替又は納付書払い」の両方で納める場合もあります。

Q2 前年度まで年金天引だったのに、今年度は年金天引でなくなったのはなぜですか？

年金天引できる方の条件から外れたためです。

国保税の年金天引は、下記の条件すべてを満たす世帯の世帯主が対象です。

- ①世帯主が国保に加入している。
- ②世帯主と国保加入者全員が65歳以上75歳未満である。
- ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- ④世帯主の介護保険料が年金天引されている。
- ⑤国保税と世帯主の介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない。

Q3 前年度より税額が高くなっているのはなぜですか？

国保に加入する方が増えたり収入が増えた場合や、加入者に所得の申告をしていない方がいると高くなる場合があります。また、特定世帯の軽減（※）が終了することにより高くなる場合もあります。

Q4 仕事を辞めて収入がないのに国保税が高いのはなぜですか？

税額は前年の所得で計算するため、今年収入がなくても高くなる場合があります。

また、国保税は所得を元に計算する税額とは別に、「均等割」と「平等割」の額があるため、収入がなくても一定の税額がかかります。

災害などで損害を受けたときや、病気・失業などにより納付がきわめて困難なときは、国保税の減免が受けられる場合があります。お早めに、ご相談ください。

Q5 国保を脱退したのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

会社の被用者保険に加入する場合など、国保を脱退する時はすこやか健康課で手続きが必要です。手続きをすると被用者保険に加入した日までさかのぼって国保を脱退するため、税額も計算しなおすことになります。再計算した結果、納め過ぎている場合は還付をします。

Q6 今年、後期高齢者医療保険に加入したのに国保税額は変わらないのですか？

年度の途中で75歳になる方は、後期高齢者医療保険に加入することを見込んで国保税を計算しています。なお、後期高齢者医療保険に加入することで世帯の国保加入者が1人になると特定世帯の軽減（※）がかかりますが、この軽減は年齢到達時に反映されるため、年税額が減額となる場合があります。

Q7 亡くなった者の納税通知書が届いたが、どうしたらよいですか？

相続人の方に納税通知書を送っていますので、納付書が同封されている場合はお支払いをお願いします。

※7月初めに行う本算定後に亡くなられた方や年金天引の場合は、還付金が発生することがあります。

その場合、別途通知を送りますので、通知が届くまでお待ちください。

※特定世帯の軽減

国保加入者が75歳到達で国保から後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯の国保加入者が1人になる場合は、平等割が5年間1/2軽減され、その後3年間に限り1/4軽減されます。（介護納付金分は除きます。）